

人権の尊重

》 日本製紙グループ人権方針 (→P.88)

- 本方針は日英2つの言語で作成し、日本製紙グループのウェブサイトの開示することにより、全てのステークホルダーに周知されています。
- 当社グループでは、本方針に加え、全ての事業拠点において最低賃金等の法令を順守しています。

日本製紙グループの人権に関するコミットメント

2004年	● 国連グローバル・コンパクトに署名・参加	● 毎年、CSR報告書や統合報告書(社長メッセージ)で人権を含む4分野10原則の支持を表明
2004年	● 「人権と雇用・労働に関する理念と基本方針」を策定	—
2005年	● 「原材料調達に関する理念と基本方針」を策定	● サプライチェーン全体での人権配慮を謳う
2022年	● 「人権と雇用・労働に関する理念と基本方針」を改定し、「日本製紙グループ人権方針」を策定	● 「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、人権に関する国際規範に従って改定 ● 当社グループの全ての事業活動において人権を尊重することを宣言
2022年	● 「原材料調達に関する理念と基本方針」を改定	● 人権尊重や気候変動対応をはじめとする社会課題への対応をより実効的なものにするため、内容を改定

推進体制

当社グループでは、当社の取締役会の監督のもと、代表取締役社長を責任者とするリスクマネジメント委員会を設置し、年1回以上開催しています。当社グループの人権に関するリスクは、このリスクマネジメント推進体制(→P.9)において対処します。

人権デュー・ディリジェンス

これまでの取り組み

2007年～	● 「木質原材料調達に関するアクションプラン」に基づく海外チップサプライヤー調査内で人権に関する取り組みを確認
2011年～	● 海外連結会社に対し、CSR調査にて人権に関する取り組みを確認
2015年～	● 海外チップサプライヤーの人権に関する現地ヒアリングを実施 ● 国内協力会社の人権課題調査を実施
2021年～	● 人権ワーキンググループによる人権デュー・ディリジェンスの実施

人権デュー・ディリジェンス

- 当社では、2021年に人権ワーキンググループを立ち上げ、人権デュー・ディリジェンスを導入しました。
- 2022年からは、紙・板紙事業、紙パック事業、ケミカル事業に関するバリューチェーン上で、全てのステークホルダー（自社、グループ会社、サプライヤーの従業員、顧客、地域社会等）を対象に人権リスク（強制労働、児童労働、結社の自由、差別、顧客に関するリスク、地域社会に関するリスク）をリストアップした後、それらの評価を実施し、優先度の高い人権リスクの抽出と対策の検討を進めています。
- 今後も定期的に人権リスクの評価を行うとともに、対象範囲の拡大を図っていきます。

人権尊重に関する活動

海外チップサプライヤーの人権配慮の確認

- 当社では、「原材料調達に関する理念と基本方針」に基づき、当社調達担当者もしくは現地駐在員が海外各地のチップサプライヤーを直接訪問し、健康・衛生・安全・防災・労働条件・地域環境に関するヒアリングを実施しています。
- 調達を行う全ての国を対象とし、取引量の多い国、リスクの高い国を優先して実施しています。
- ヒアリングの内容は毎年見直しています。また、ヒアリングの結果を受けて、現状の改善を実施しています。

海外チップサプライヤーの現地視察結果

実施年度	実施国	結果
2017年度	ベトナム・アメリカ	問題なし
2018年度	ベトナム・チリ	問題なし
2019年度	マレーシア・ロシア	問題なし
2020年度	タイ	問題なし
2021年度	オーストラリア	問題なし

国内工場協力会社の人権課題調査

- 当社は、国内工場協力会社に対し、調査票を送付し、労働や安全法令順守状況などについて、セルフチェックを実施しています（年1回）。
- 調査結果は改善に向けたサポートを目的として、当社の工場人事担当課長とも共有しています。
- 2019年度からはフォローアップ調査も実施しています。

日本製紙グループ内での人権調査

当社グループでは、年1回実施するCSR調査にて、グループ各社の人権に対する取り組み状況について確認しています。

教育・研修

- 当社グループでは、人権に配慮した人事施策を運用するために、会社・事業所ごとに、人事担当者が行政機関の主催する研修やセミナーに参加しています。
- 当社グループでは、全ての従業員にコンプライアンス研修を定期的実施すること（→P.14）で、ハラスメント防止を呼び掛けています。

― 労働における取り組み

当社グループは、国連グローバル・コンパクトの提唱する普遍的原則（結社の自由・団体交渉権の承認）を支持しています（→P.2）。

― 地域の方々に対する取り組み

当社グループでは、当社グループが事業を行う周辺の地域の方々の人権に対し、以下の取り組みを実施しています。

- ▶ 環境リスクコミュニケーション（→P.31）
- ▶ 海外植林地での人権配慮（→P.24-25）

― その他外部機関との関係

- 当社は、2007年にアムネスティ・インターナショナル日本に入会し、年1回以上、意見交換会を実施しています。2021年度は、海外チップサプライヤーの人権配慮と社内の女性活躍などについて、意見を交換しました。
- 当社は、2016年よりEcovadisに参加し、サプライヤーとして登録をしています。2021年は人権などの取り組みが評価され、ゴールドメダルを獲得しています（→P.53）。
- 当社は、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンの人権デュー・ディリジェンス分科会に参加し、人権に関する最新の動向や各社の取り組みについて情報収集や意見交換をしています。

― 救済のメカニズム

- 人権侵害の懸念については、当社が設置する内部通報制度「日本製紙グループヘルプライン」（→P.13）で受け付けています。
- 当社グループウェブサイトにおいても「お問い合わせ」で日英2つの言語にて受け付けており、誰でも利用することができます。
- 「日本製紙グループヘルプライン」や当社グループウェブサイト「お問い合わせ」で受け付けた内容については、当社コンプライアンス室および関係部門で対応しています。
 - ▶ 人権に関する苦情：18件（日本製紙、2021年度）
- 2021年度は人権に関する法的措置はありませんでした。



日本製紙グループ「お問い合わせ」
<https://www.nipponpapergroup.com/inquire/>